

令和8年2月13日

職員の処分の公表について

市は、2月13日付けで、以下のとおり市職員の処分を行ったので公表します。

1 懲戒処分

16歳未満の者に対するみだらな行為

1 被処分者の所属等	消防本部消防署第1警備課主事補 19歳 男性
2 処分内容	懲戒免職
3 処分理由	<p>被処分者は、神奈川県内の宿泊施設等において、16歳未満の女性であることを認識しながら、みだらな行為に及びました。</p> <p>当該行為は法令に違反するものであり、警察による家宅捜索及び事情聴取が行われ、市においても事情聴取等により事実関係を確認しました。</p> <p>本件行為は、違法性を認識しながら行われた悪質なものであり、市職員としての信用を著しく失墜させ、市全体の名誉を大きく損なうものであることから、地方公務員法に基づき、懲戒免職としました。</p>
4 処分年月日	令和8年2月13日

2 市長コメント

このたびは、公務員としての自覚を著しく欠く行為により、市民の皆様の信頼を大きく損ねる事態を招いたことについて、心からお詫び申し上げます。

市といたしましては、職員の非違行為に対して厳正に対処してまいりましたが、今後さらに服務規律の遵守と綱紀粛正を徹底し、市民の皆様の信頼回復に全力で取り組んでまいります。

3 消防長コメント

被害に遭われた女性、そしてご家族の方々に対し深くお詫び申し上げます。

また、市民の皆様の生命・身体・財産を守るべき立場にある消防職員が、このような行為に及んでしまったことに対し重ねてお詫びを申し上げます。

このことを受け、職員一同深く反省するとともに、服務規律の遵守と倫理観の醸成に向けた教育を実施し、一日も早い信頼回復に向け取り組んでまいります。

◎この件に関するお問い合わせ

海老名市市長室職員課 電話046-235-4502